

一般消費者の安全に対する意識から見た「安全」

向殿 政男 (むかいどの まさお)

明治大学理工学部 学部長/教授

1. まえがき

日ごろ、安全と思って安心して使っていた身の回りの製品で、最近、事故に遭ったというニュースがやたらと多いと思いませんか。我が国の製品の安全品質が落ちたのでしょうか、それとも粗悪な製品が外国から入って来るようになったためでしょうか。もしかしたら私たちの安全の意識が低下して、不注意による誤った使用方法が増えたのでしょうか。

本稿では、一般消費者が製品の安全に対してどのように考えていくべきかについて述べたいと思います。

2. 多発する身の回りの製品事故

思いつくまま、最近の製品関連事故の例をいくつか表1に挙げてみました。企業が嘘をついたり誤魔化したりしたもの、製品そのものに欠陥があったもの、保守管理がずさんだったもの、消費者や利用者がうかつだったもの、等々、いろいろな原因があるようですが、ほとんどは、これらが複合しているといっただけでしょう（なお、製品や機械の安全といっても、管轄官庁はいろいろ分かれていて、表1のゴチック体は国土交通省の建築指導課、斜体は経済産業省の製品安全課の所管です）。

これらの中から、製品事故の典型的なものを取り上げて振り返って見ましょう。表2にガス機器に起因する一酸化炭素（CO）中毒による死亡者数を示しました。ある若者のCO中毒死に対して親の諦めなかった原因究明に関する追及から、ついにこの問題が表面化しました。その後の調査で、ガス機器のCO中毒による死亡者数が355人にも達していたことが明らかになりました。これまで、事故情報が収集・報告されずに放置されていたことに大きな驚きを感じます。本件の死亡事故には古いものが多く、1986年から1990年までに172人、1991年から1995年までに112人が死亡しており、20年～10年前に集中していて、上述の1件以外はすべて時効が成立していました。パロマのガス瞬間湯沸かし器の場合には、寒さで半導体基盤に亀裂が入って不完全燃焼を起こし、安全装置がCOを検出して止まってしまう事故が頻発したので、点検修理で安全装置の配線を安易に変えて、安全装置が働かないようにして（俗に言う安全装置を殺して）使用し、そのまま放置されていたものが多かったと言われています。松下電器産業の石油温風暖房機の場合、一時すべての一般コマーシャルを中止して、20年前のものまでも含めて該当製品の回収のアナウンスを流し、2005年度だけで回収等の費用が249億円に達したといわれています。製品は劣化するものであり、屋内燃焼製品は換気をしなければならないという消費者の役割を考えると、製造メーカーが20年前のものまで責任を持つべきか否

かは意見が分かれるところかもしれませんが、松下電器産業の徹底的な回収の努力と責任の取り方は、消費者や業界にある種のインパクトと共に、時代が変わりつつあるという予感を与えたことは確かでしょう。

さて、最近の製品事故は、何が真の原因で、誰の責任なのでしょう。上述のガス機器の場合は、その概況からある程度判断をすることが出来ますが、私たちはそれを問う前にまず、そもそも“安全とは何であるか”を問わなければなりません。

3. 安全とは何か？

有益なもの（ベネフィットのあるもの）には、必ずリスクが存在します。ここでのリスクとは、危害を受ける可能性のことで、厳密には、“製品から受ける危害の大きさとその危害が発生する確率の組み合わせ”と定義されています。現実にはリスクをゼロにすることは出来ないで、絶対安全はあり得ません。どこまでのリスクを受け入れ、許容し、覚悟して使うか、の問題です。この点からは、世の中には危険しか存在しません。それでは“安全”は、どう考えるべきなのでしょう。国際安全規格では、“安全”とは、“受け入れ不可能なリスクが存在しないこと”と定義されています。まず、安全といってもリスクの存在を認めています。事故により危害が発生したとき、そのリスクの大きさを、その製品から受ける利益等を考えて、受け入れられる、許容可能である、と判断されるとき、安全という、ということです。従って、製品により、条件により、時代により、場所により、安全の基準は変わります。電車やジェットコースターのように、乗客には何も出来ないものは、相当小さなリスクしか許されません。まして、赤ちゃんが使う製品は、極めてリスクが小さくない限り、安全とは言えず、使用は許可されません。一方、自動車の様に免許を与えて運転を許可するという自己責任の原則の主張が可能なような場合には、相当高いリスクでも許容し、安全であるとして利用が許可されています。事実、自動車のリスクは相当大きいにもかかわらず、多くの人は注意しながら運転することで、自動車を利用しています。

4. 製品の安全に対する責任と役割

製品の製造メーカーは、まず、その製品に存在する危ないところ（危険源といいます）を明らかにし、それによって生ずるリスクの大きさを許容可能な範囲内に収まるように設計・製造しなければなりません。従って、安全な製品であるといっても、一般消費者が使う製品には、必ずリスクが残っています（残留リスクといいます）。製造メーカーは、危険源とその残留リスクの大きさを明記し、安全な利用法をマニュアルや指示書として記述して、それらの使用上の情報を消費者に渡さなければなりません。ここまでが、製造メーカーの役割です。その情報に従い、注意して安全に利用するのが消費者の役割です。残された残留リスクの取り扱いを製造メーカーは消費者に委ねているのですから、消費者にも製品を注意して安全に使う責任があるのです。

5. 一般消費者の製品に対する安全のころへ

“安全”であると聞くと、何をやっても安全、すなわち、“絶対に安全である”と解釈を

する人がいますがこれは明らかに間違いです。製品はそこに利便性（ベネフィット）がある限り、事故が起きる可能性は常にあります。残留リスクがあるからである。従って、一般消費者は、製品を注意しながら使わなければならないのは当然ですが、その製品がどのくらい危ないのか（残留リスクの大きさはどのくらいか）、どこに危ないところがあるか（危険源はどこか）、正しい使い方はどのようなものであるか、等をよく理解して使用しなければなりません。包丁のように危険性が直感的に分かるような場合には誰でも注意をしていますが、よく分からない場合には、マニュアルなどの使用上の情報をよく理解して、安全を確保するように使う、それが一般消費者の安全の責任です。正常な使い方とは思えない無理な使い方をしたり、マニュアルなどの使用上の情報を無視したりした使い方で危害を受けても、情報が正しく公開されている限り、責任を製造メーカーに持ってゆくわけには行きません。

一方、使い慣れたものにも注意が必用です。慣れたものはいち安心して使ってしまうですが、安心してはいけません。“安全のためには安心してはいけない、安心するとかえって危険である”とは昔から言い古されたことばです。常に緊張感を持って注意しながら使わなければなりません。慣れたからといって、リスクがなくなるわけではありません。

それでも事故は起きます。予想外なことが起き得るからです。また、許容されないリスクがある製品、すなわち安全でない製品が製造・販売されている可能性があるからです。従って、事故のデータは、いち早く報告し、早めに原因を解明することが必須です。真の原因が分かれば、対応策を見出すことが出来るからです。同じような事故で、不幸な人を増やさないためには、製品事故データの収集が必須なわけです。2007年度から、消費生活用製品安全法が改正されて、製品による重大事故は報告する義務が生じました。製品で事故にあったら、すぐに製造メーカーか販売店に連絡をして下さい。また、自分の身を守るためにも、新聞等の製品の事故情報には、常に注意をしていてください。なお、誤って使用して怪我をした場合にも自分の責任としないで報告すべきです。数の多い誤使用はもう誤使用ではありません。人間の特性として、設計で対応すべき問題だからです。

6. あとがき

安全は価値です。私たちは、安全を第一の価値として取組む企業を高く評価しようではありませんか。そして、より安全な製品にはそれなりの対価を支払うべきでしょう。ただし、危険性が直感的に判断できるもの以外、一般消費者にとって、製品の安全に関する情報が公開されていない限り、安全か否かの正しい判断は困難です。従って、擬装や嘘は、厳しく糾弾されなければなりません。また、事故情報や製品の不具合を隠蔽する企業は悪質としか言いようがありません。このような企業は、皆で協力をして、消費者の力で市場から退場を願おうではありませんか。

今や、安全性が不十分な製品を製造・販売したり、事故情報や製品の不具合を隠したりする企業用は、消費者から退場を宣告され、市場から消えて行かねばならない時代に入りました。

- ・大型自動回転ドアの挟まれ事故
- ・マンション耐震強度偽装事件
- ・石油温風暖房機一酸化炭素中毒事故
- ・エレベータ挟まれ死亡事故
- ・ガス瞬間湯沸かし器一酸化炭素中毒事故
- ・シュレッダー幼児指切断事故
- ・タイヤ脱落事故
- ・プール排水溝吸い込まれ事故
- ・リチウム電池発火事故
- ・ジェットコースター脱線事故

表1 最近の製品事故の例

- ・21年間(1986－2006): 事故総数3337件
- ガス機器死亡事故433件570人死亡
- その内、ガス機器一酸化炭素中毒死239件355人(60%)
- 小型湯沸かし器80件、大型湯沸かし器70件、風呂釜60件
- 86－90年172人、91－95年112人

表2 ガス機器一酸化炭素中毒による死亡者数(*)

(*) 2007-3-13経済産業省発表